

高さの限度

最終更新日 令和2年3月23日

法第55条第1項

第一種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度

法第55条第1項の規定による第一種低層住居専用地域内の都市計画において定められた建築物の高さの限度は10mである。

※高知市は第二種低層住居専用地域と田園住居地域を定めていない。

参 考

高知県告示第225号 平成8年11月1日